

# 東みよし町小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

平成 27 年 4 月 1 日

告示第 87 号

## (趣旨)

第 1 条 この告示は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 19 条の 3 第 3 項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的として町が実施する小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業(以下「事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、東みよし町とする。

## (給付の対象者)

第 3 条 事業の給付の対象者は町内に住所を有し、別表第 1 の対象者の欄に掲げる法第 19 条の 3 第 3 項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。

2 前項の規定にかかわらず、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)による施策の対象となる者は、給付の対象者とししないものとする。

## (用具の種目等)

第 4 条 給付の対象となる用具は、別表第 1 の対象者欄の状態に応じて種目の欄に掲げる用具とする。

2 給付の対象となる用具の性能は、別表第 1 の性能欄に掲げる性能を有する用具とし、その基準額は、同表の基準額欄に掲げる額とする。

## (給付の申請)

第 5 条 用具の給付を希望する対象者の保護者(以下「申請者」という。)は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて町長に申請するものとする。

2 町長は、前項の規定により申請書を受領したときは、速やかに内容を審査し、対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を实地調査し、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付調査票(様式第 2 号。以下「調査票」という。)を作成するものとする。

## (給付の決定)

第 6 条 町長は、申請書及び調査票の内容を審査の上、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。

- 2 町長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、申請者に対して小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)及び小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券(様式第4号。以下「給付券」という。)を交付するとともに、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に対してその旨を通知するものとする。
- 3 町長は、前条第1項の規定による申請を却下することを決定した場合には、申請者に対して小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請却下決定通知書(様式第5号)を交付するものとする。

#### (用具の給付)

第7条 町長は、用具の給付を行う場合には、業者に委託して行うものとする。

- 2 町長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう、経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上、決定するものとする。
- 3 診療報酬の対象となる用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて支給するものとする。
- 4 用具を使うために附属品が必要な場合で、当該附属品がないと当該用具が機能しないといった場合については、当該用具とともに附属品を給付することができる。ただし、附属品のみの給付は、認められない。

#### (費用の負担及び支払)

第8条 対象者の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。)は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

- 2 前項の規定により扶養義務者が負担する額の基準は、別表第2に定める額とする。
- 3 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、前項の規定により負担することとされている額を支払うものとする。
- 4 町長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前項の規定により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。
- 5 前項の規定による費用の請求は、給付券を添えて行うものとする。

#### (再給付の制限)

第9条 用具の給付を受けた者は、当該用具と同一の用具の給付を申請することができない。ただし、当該用具が別表第1の耐用年数の欄に掲げる年数を経過したとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 用具が故障し、修理不能のために使用が困難であるとき。
- (2) 町長が部品等を交換するよりも用具の再給付を行ったほうが合理的であると認めるとき、又は操作機能の改善等により新たな用具のほうが使用効果が向上すると認めるとき。

(3)町長がやむを得ない事情があると認めるとき。

(用具の管理及び返還)

第 10 条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 町長は、偽りその他の不正な行為によって用具の給付を受けた者がある場合又は用具の給付を受けた者が前項の規定に違反した場合は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(給付台帳の整備)

第 11 条 町長は、用具の給付状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳(様式第6号)を整備するものとする。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表第 1 (第 4 条、第 9 条関係)

種目	基準額 (円)	対象者	性能	耐用 年数
便器	4,810	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用できるもの(手すりをつけることができるもの。)	8 年
特殊マット	21,170	寝たきりの状態にある者	<small>じょくそう</small> 褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5 年
特殊便器	163,300	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
特殊寝台	166,320	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8 年
歩行支援用具	64,800	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	8 年

			イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	
入浴補助用具	97,200	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	8年
特殊尿器	72,360	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	5年
体位変換器	16,200	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	5年
車いす	76,030	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	5年
頭部保護帽	13,130	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
電気式たん吸引器	60,910	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	5年
クールベスト	21,600	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	1年
紫外線カットクリーム	40,820/ 年間	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	—
ネブライザー(吸入器)	38,880	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	5年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	170,100	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用できるもの	5年
ストーマ装具(蓄便袋)	111,460/ 年間	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	—
ストーマ装具(蓄尿袋)	146,450/ 年間	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	—
人工鼻	126,360/ 年間	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用できるもの	—

別表第2(第8条関係)

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準月額	加算基準月額
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯) C1階層	2,250	230
		所得割の額のある世帯 C2階層	2,900	290
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額2,400円以下 D1階層	3,450	350
		2,401～4,800円 D2 "	3,800	380
		4,801～8,400円 D3 "	4,250	430
		8,401～12,000円 D4 "	4,700	470
		12,001～16,200円 D5 "	5,500	550
		16,201～21,000円 D6 "	6,250	630
		21,001～46,200円 D7 "	8,100	810
		46,201～60,000円 D8 "	9,350	940
		60,001～78,000円 D9 "	11,550	1,160
		78,001～100,500円 D10 "	13,750	1,380
		100,501～190,000円 D11 "	17,850	1,790
		190,001～299,500円 D12 "	22,000	2,200
		299,501～831,900円 D13 "	26,150	2,620
		831,901～1,467,000円 D14 "	40,350	4,040
		1,467,001～1,632,000円 D15 "	42,500	4,250
		1,632,001～2,302,900円 D16 "	51,450	5,150
2,302,901～3,117,000円 D17 "	61,250	6,130		
3,117,001～4,173,000円 D18 "	71,900	7,190		
4,173,001円以上 D19 "	全額	左の徴収基準額の10%。ただし、その		

			額が 8,560 円 に満たな い場合は 8,560 円
--	--	--	--

備考

1 徴収基準月額の特例

(1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ加算するものとする。

(2) 10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(3) 当該児童に扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、当該児童に所得税又は市町村民税が課されている場合は、当該児童につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で、現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税等の課税の有無により行うものとする。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位をいい、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯のほか、農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合等は、当該児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満で未就業の者は、原則として除く。)及びこれ以外の三親等内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情があるとして特に扶養の義務を負わせたものをいう。ただし、児童の属する世帯に属しない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者を除き、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 「所得税額等」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定及び控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によって計算された所得税の額、地方税法(昭和25年法律第226号)により賦課される市町村民税、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「支援給付」という。)をいう。この場合において、所得税の額を計算する場合の所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41

条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項の規定並びに市町村民税の所得割の額を計算する場合の地方税法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は、適用しない。

### (3) 認定の基準

所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条の規定による免除をいう。)の有無、生活保護法による保護については生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実並びに支援給付については支援給付を受けている事実をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税の額又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合は、これが判明するまでは、前々年分の所得税の額又は前年度の市町村民税の額によることとする。

### (4) 適用時期

この表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 この表の徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、町が徴収する額は、費用総額を超えない額とする。

#### 4 徴収基準月額の特例

災害等により前年度の所得額と当該年度の所得額とに著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

#### 5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると町長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。

様式 略